

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	水道料金(基本料金)減額事業	①物価高騰への対応として、一般家庭向けに多く設置されている水道メーター口径13mm及び20mmの使用者を対象に、水道料金の基本料金を減額することにより、市民等の生活や暮らしへの支援を行う。 なお、公共施設は対象から除く。 ②水道事業会計負担金 112,485千円(全額に交付金を充当) 水道料金(令和7年4月請求分から7月請求分までの4か月間)の基本料金分を減額する。基本料金減額分と減額対応に係るシステム改修費分について、水道事業会計負担金として計上し、支出する。 ③13mmの1か月減額分:20,344戸×1,000円=20,344,000円 20mmの1か月減額分:5,284戸×1,400円=7,397,600円 1か月減額分合計:27,741,600円 27,741,600円×4か月分=110,966,400円 システム改修費(基本料金0円対応) 1,518,000円	R7.4	R7.7
2	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	水道料金減額相当支援給付事業	①物価高騰への対応として、他市水道へ料金支払いをする大谷地区等の市民等および小水道区域の市民等を対象に、水道料金減額相当分を支援給付金として給付することにより、市民等の生活や暮らしへの支援を行う。 なお、公共施設は対象から除く。 【NO.5の該当にならない一部の市民等への救済措置として、減額相当分を補助する。水道料金を減額するという形が取れない一部の市民等に限定した給付金等であるため、給付対象は合理的である。】 ②③ 合計732千円(全額に交付金を充当) 役務費(郵便料) 38千円 補助金 694千円 大谷地区(野殿の一部を含む) 13mm:4,000円×143戸=572千円 20mm:5,600円×11戸=62千円 小水道区域 4,000円×15戸=60千円 ④他市水道へ料金支払いをする一部地区の市民等および小水道区域の市民等	R7.4	R7.7
3	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	子育て世帯生活応援給付金支給事業(R6補正)	① 食品等の物価高騰による負担の増加を踏まえ、子育て世帯の生活の支援を行う。 ②③ 合計33,137千円(うち6,546千円に交付金を充当) 給付金 31,500千円(児童一人当たり5,000円×6,300人) 需用費(印刷製本費) 75千円 役務費(郵便料等) 902千円 委託料 660千円 ④ (1)令和7年9月分児童手当を安中市から受給した者 (2)令和7年9月分児童手当を安中市以外から受給した者で令和7年9月1日時点で安中市に住居登録のあるもの (3)令和7年9月1日時点で安中市に住居登録のない令和7年9月分の児童手当を安中市以外から受給した者で令和7年9月1日時点で安中市に住居登録のある令和7年9月分の児童手当に係る児童のいるもの	R7.10	R8.3
4	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	子育て世帯生活応援給付金支給事業(R7予備費)	① 食品等の物価高騰による負担の増加を踏まえ、子育て世帯の生活の支援を行う。 ②③ 合計33,137千円(うち18,900千円に交付金を充当) 給付金 31,500千円(児童一人当たり5,000円×6,300人) 需用費(印刷製本費) 75千円 役務費(郵便料等) 902千円 委託料 660千円 ④ (1)令和7年9月分児童手当を安中市から受給した者 (2)令和7年9月分児童手当を安中市以外から受給した者で令和7年9月1日時点で安中市に住居登録のあるもの (3)令和7年9月1日時点で安中市に住居登録のない令和7年9月分の児童手当を安中市以外から受給した者で令和7年9月1日時点で安中市に住居登録のある令和7年9月分の児童手当に係る児童のいるもの	R7.10	R8.3
5	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	子育て世帯生活応援給付金支給事業(R7補正)	① 食品等の物価高騰による負担の増加を踏まえ、子育て世帯の生活の支援を行う。 ②③ 合計33,137千円(うち7,691千円に交付金を充当) 給付金 31,500千円(児童一人当たり5,000円×6,300人) 需用費(印刷製本費) 75千円 役務費(郵便料等) 902千円 委託料 660千円 ④ (1)令和7年9月分児童手当を安中市から受給した者 (2)令和7年9月分児童手当を安中市以外から受給した者で令和7年9月1日時点で安中市に住居登録のあるもの (3)令和7年9月1日時点で安中市に住居登録のない令和7年9月分の児童手当を安中市以外から受給した者で令和7年9月1日時点で安中市に住居登録のある令和7年9月分の児童手当に係る児童のいるもの	R7.10	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
6	④消費下支え等を通じた生活者支援	水道料金(基本料金)減額事業(追加支援)	①物価高騰への対応として、一般家庭向けに多く設置されている水道メーター口径13mm及び20mmの使用者を対象に、水道料金の基本料金を減額することにより、市民等の生活や暮らしへの支援を行う。 なお、公共施設は対象から除く。 ②水道事業会計負担金 55,921千円(全額に交付金を充当) 水道料金(令和8年2月請求分から3月請求分までの2か月間)の基本料金分を減額する。基本料金減額分と減額対応に係るシステム改修費分について、水道事業会計負担金として計上し、支出する。 ③13mmの1か月減額分: 20,180戸 × 1,000円 = 20,180,000円 20mmの1か月減額分: 5,361戸 × 1,400円 = 7,505,400円 1か月減額分合計: 27,685,400円 27,685,400円 × 2か月分 = 55,370,800円 システム改修費(基本料金0円対応) 550,000円	R8.2	R8.3
7	④消費下支え等を通じた生活者支援	水道料金減額相当支援給付事業(追加支援)	①物価高騰への対応として、他市水道へ料金支払いをする大谷地区等の市民等および小水道区域の市民等を対象に、水道料金減額相当分を支援給付金として給付することにより、市民等の生活や暮らしへの支援を行う。 なお、公共施設は対象から除く。 【NO.11の該当にならない一部の市民等への救済措置として、減額相当分を補助する。水道料金を減額するという形が取れない一部の市民等に限定した給付金等であるため、給付対象は合理的である。】 ②③ 合計388千円(全額に交付金を充当) 役務費(郵便料) 38千円 補助金 350千円 大谷地区(野殿の一部を含む) 13mm: 2,000円 × 143戸 = 286千円 20mm: 2,800円 × 12戸 = 34千円 小水道区域 2,000円 × 15戸 = 30千円 ④他市水道へ料金支払いをする一部地区の市民等および小水道区域の市民等	R8.2	R8.3